# 1. 計画策定の目的と経緯

## 1-1　計画策定の沿革

埼玉県を中心として、関東地方には中世につくられた「板碑」という石塔が約 5 万基も残されている。その石塔の石材がどこから切り出されどこで加工されたのかについては、いくつかの意見が存在したが、長い間確定はされずにいた。しかし、小川町大字下里地内の割谷地区において加工石材や板碑の未成品が確認されたことから、ここが板碑の石材採掘地であることが確定した。さらに、分布調査によって同様の遺跡が大字下里及び青山地内に 19 か所も確認され、試掘調査によってこの地で板碑形への整形・調整まで行われていたことが判明した。

平成 26 年 10 月 6 日、板碑石材採掘・加工遺跡のうち下里地内の割谷、西坂下前Ａ、内寒沢の 3 地区が「下里・青山板碑製作遺跡」として文化財保護法に基づき国の史跡に指定された。

史跡等の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産である。そして、その価値が損なわれると二度と回復することができない。このため、保存活用計画を策定し史跡の適切な保存・活用を図ることとした。

## 1-2　計画策定の目的

下里・青山板碑製作遺跡は、板碑の生産や流通はもちろん、板碑に象徴される中世の精神文化や中世社会の様相を知る上でも極めて重要である。また、この地域の自然的・歴史的環境の中で営まれ守られてきたもので、まさに地域特性を有した文化的財産である。一方、遺跡の多くは山間部に所在しほとんどが民有地で、日常的な管理、自然災害や盗掘等による破壊の危険性などの問題もあり、将来にわたり保存・管理・活用していくための対策が必要である。

こうした遺跡を適切に保存し、その価値を確実に次世代に伝えるため、①遺跡を取り巻く自然的・歴史的・社会的環境を踏まえ直面する課題を整理し、②調査研究に基づき史跡等を構成する諸要素を特定し本質的価値を把握して、③それに基づいた保存・管理の基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定め、④保存措置を講ずる整備や、保存された遺跡を活用するための整備に向けた基本的な考え方を示す「保存活用計画」を策定することとした。

**保存活用のあるべき姿**

**① 板碑を通じて中世の信仰や社会の複合的な研究を推進する。**
**② 板碑を通じた研究の成果を社会に還元し発信する拠点とする。**
**③ 板碑によって地域を理解する歴史教育の場とする。**
**④ 地域の多様な文化財や自然と調和・共存する持続可能で未来につながる史跡を目指す。**

■図１　計画の対象地位置図

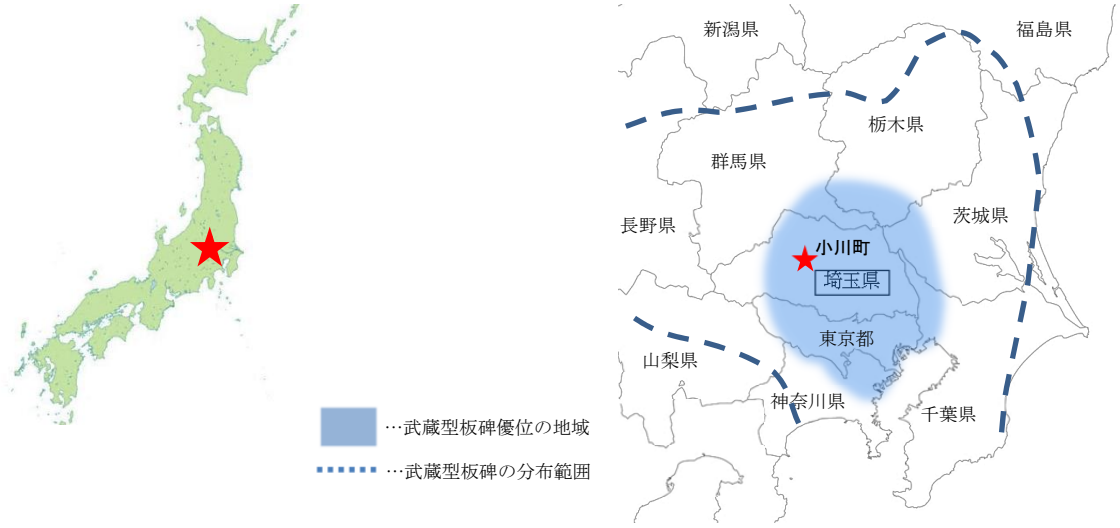

地形分類図での位置

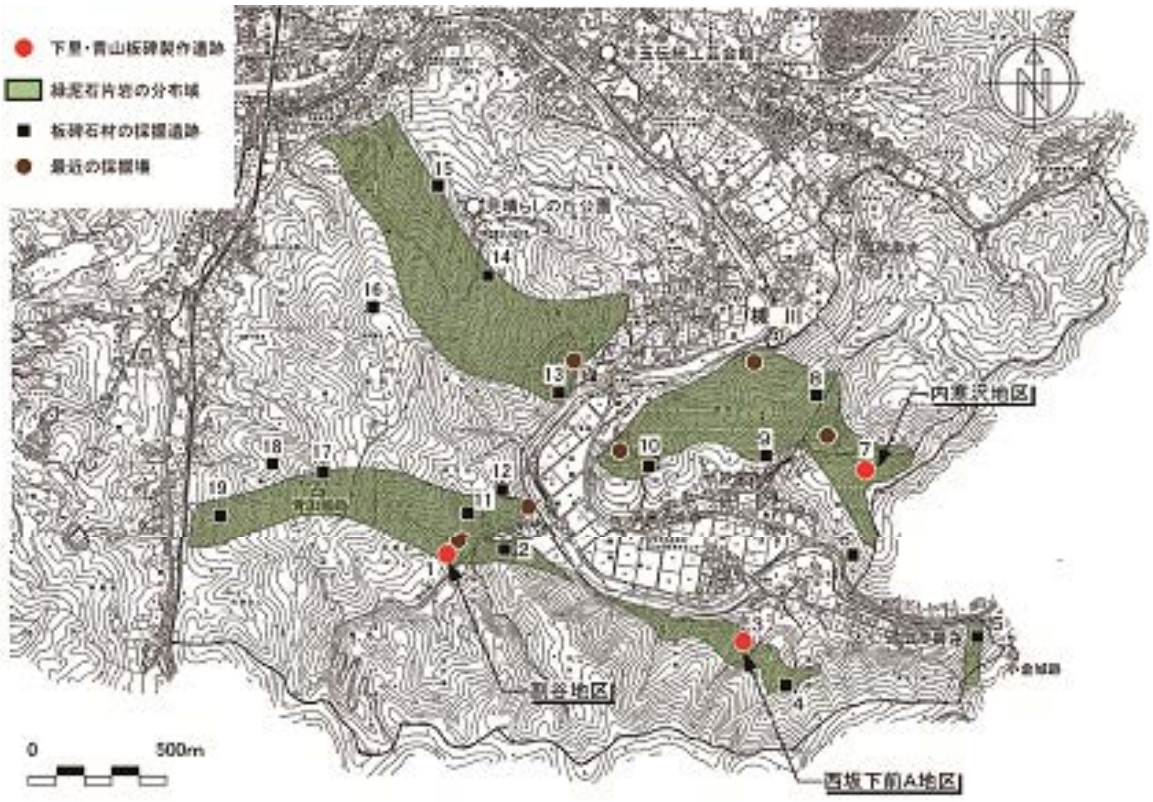
下里・青山板碑製作遺跡
緑泥石片岩の分布域
板碑石材の採掘遺跡
最近の採掘場
内寒沢地区
割谷地区
西坂下前A地区
0
500m

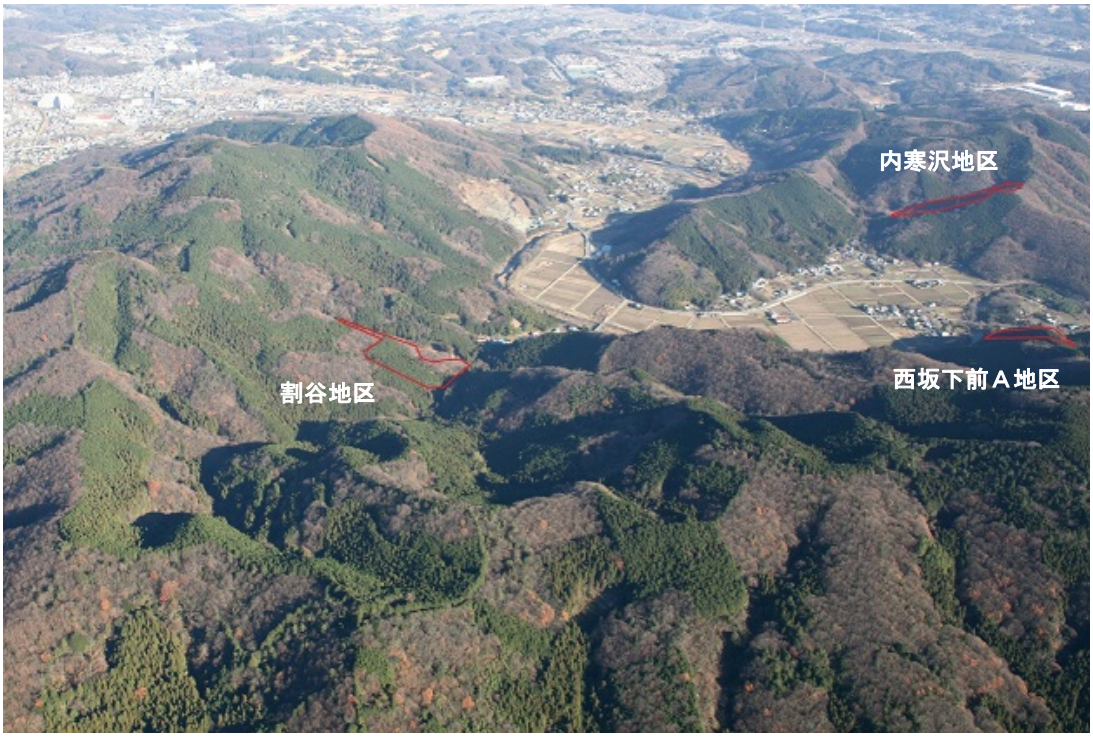
内寒沢地区
割谷地区
西坂下前Ａ地区

写真１　指定地空中写真

## 1-3　計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、小川町教育委員会生涯学習課を事務局とし、学識経験者、土地所有者及び地元関係者、行政関係者から構成される「下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置して検討を行った。策定委員会では、文化庁及び埼玉県生涯学習文化財課から指導・助言を得た。計画案は庁内各課（局）長に提示し、意見調整を図った。また、小川町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、計画案について町民等から意見を募集した。

**■下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画策定委員会　名簿**

| 委員 | 氏名 | 区分等 |
|---|---|---|
| | 千々和　到 | 委員長　学識経験者 |
| | 吉　田　稔 | 副委員長　学識経験者 |
| | 青 木 繁 夫 | 学識経験者 |
| | 本 間 岳 史 | 学識経験者 |
| | 浅 野 晴 樹 | 学識経験者 |
| | 野 口 達 郎 | 学識経験者 |
| | 島 田 悦 夫 | 地権者（割谷地区） |
| | 島 田 修 明 | 地権者（西坂下前Ａ地区） |
| | 清 水 一 美 | 地権者（内寒沢地区） |
| | 加 島 光 夫 | 下里一区区長 |
| | 荒 井　　茂 | 青下見田区区長 |
| | 山 﨑 浩 司 | 政策推進課長 |

| オブザーバー | 氏名 | 区分等 |
|---|---|---|
| | 浅 野 啓 介 | 文化庁文化財部記念物課　史跡部門　文化財調査官 |
| | 岡 本 健 一 | 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課<br>指定文化財保護担当　主幹（平成 27 年度） |
| | 栗岡眞理子 | 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課<br>指定文化財保護担当　主幹（平成 28 年度） |

| 事務局 | 氏名 | 区分等 |
|---|---|---|
| | 小 林 和 夫 | 小川町教育員会教育長 |
| | 櫻 井　　広 | 生涯学習課　課長 |
| | 高 橋 好 信 | 生涯学習課　生涯学習グループ　主幹 |
| | 今 井　　武 | 生涯学習課　生涯学習・文化財担当　主席主査（平成 27 年度） |
| | 吉 田 義 和 | 生涯学習課　生涯学習・文化財担当　主席主査（平成 28 年度）<br>生涯学習課　生涯学習・文化財担当　主査（平成 27 年度） |
| | 山 本 卓 郎 | 生涯学習課　生涯学習・文化財担当　主事（平成 28 年度） |

■小川町下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 23 日
教 委 告 示 第 8 号

（設置）

第 1 条　国指定史跡「下里・青山板碑製作遺跡」の保存活用のための基本計画を策定するため、下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第 2 条　委員会は、下里・青山板碑製作遺跡の保存活用に必要な事項について検討し、その結果を取りまとめて教育長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条　委員会は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　地権者及び地元関係者

(3)　行政関係者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、第 2 条に規定する報告が終了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 7 条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（その他）

第 8 条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

## 1-4　計画策定の経緯

| 年月日 | 内容 |
|---|---|
| 平成 27 年 7 月 21 日 | 計画策定委託業務委託契約締結。植生・地形調査等開始。 |
| 平成 27 年 12 月 21 日 | 第 1 回策定委員会<br>○史跡の概要と計画策定に至る経緯について<br>○今後の予定について<br>○計画の検討内容について<br>　目次案・構成等<br>○現地調査の進捗状況について |
| 平成 28 年 2 月 9 日 | 第 2 回策定委員会<br>○計画案の検討について<br>　自然的調査・歴史的調査等 |
| 平成 28 年 3 月 17 日 | 第 3 回策定委員会<br>○計画案の検討について<br>　指定地の調査・現況のまとめ・史跡の本質的価値等 |
| 平成 28 年 8 月 12 日 | 第 4 回策定委員会<br>○計画案の検討について<br>　基本方針・構成要素の分類等 |
| 平成 28 年 10 月 29 日 | 第 5 回策定委員会<br>○文化庁調査官の指導等について<br>○計画案の検討について<br>　基本方針・保存管理・活用・整備・運営体制等 |
| 平成 29 年 1 月 25 日 | 第 6 回策定委員会<br>○計画案の検討について<br>　最終案決定・報告 |
| 平成 29 年 2 月 1 日～<br>平成 29 年 3 月 2 日 | パブリックコメント募集<br>・提出者数 0 人　・提出意見件数 0 件 |
| 平成 29 年 3 月 3 日 | 計画策定 |

## 1-5　計画の位置づけ

史跡は公共的な財産であり、史跡指定地のみならずそれを取り巻く土地や景観、環境も含めて保護の対象となり、地域住民の基本資産・共同資産と位置づけられる。したがって、その保護と整備はまさに公共課題であり、公共政策として実施されるべきものである。

町の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す行政運営の総合指針である小川町総合振興計画、あるいは町の国土利用に係る「マスタープラン」としての役割を果たす小川町国土利用計画などの総合計画との関連性を考慮し、本計画を小川町の行政上の指針としてまちづくり全体に係る自治体の総合政策の中に位置づける。

**■小川町第 5 次総合振興計画**

小川町第 5 次総合振興計画は、平成 28(2016)年度を初年度とし、平成 37(2025)年度を目標年度とする 10 か年のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と、その前半・後半の各 5 か年の事業内容を示した「基本計画」、さらに事業の財源を示した 3 か年の「実施計画」によって構成される。

基本構想は、10 年後の小川町の姿を定め、その実現のための施策の大綱を示したものである。

計画の基本理念　1　自然と文化を活かしたまちづくり
2　未来につなぐまちづくり
3　人が輝くまちづくり

町の将来像　**「自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち　おがわ」**

第 3 章　施策の大綱

第 2 節　豊かな心をはぐくむまち　＜教育・文化の振興＞

**「伝統文化を継承し、文化財の保存・活用を図るとともに、多様な芸術・文化活動を支援します。」**

基本計画は、基本構想を具体化するため、行政の主要施策と事業を体系的に示したもので、前期：平成 28(2016)～32(2020)年度、後期：平成 33(2021)～37(2025)年度の各 5 か年の計画である。さらに、基本計画の施策を実施するため、財政状況を考慮した 3 か年の具体的事業内容を示した実施計画を策定し、毎年見直していく。

第 2 章　豊かな心をはぐくむまち　＜教育・文化の振興＞　施策の大綱

第 3 節　文化

基本計画　2　文化財の保存と活用

(1) 下里・青山板碑製作遺跡の保存と活用

**「国指定の下里・青山板碑製作遺跡の保存活用計画を策定し、その保存と活用に努めます。」**

(『小川町第 5 次総合振興計画』53～55 ページ)

**■小川町第 4 次国土利用計画**

小川町第 4 次国土利用計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づくとともに、土地基本法の理念を踏まえ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保するため、小川町の区域における国土（「町土」）の利用に関する基本的事項について定めるものであり、本町の土地利用に関する計画の基本となるものである。

この計画は、第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 32 年目標）を基本とし、小川町第 5 次総合振興計画との整合を図りつつ定めたものである。

利用区分別の町土基本方向では、本史跡を含むエリアの土地利用は観光・交流ゾーンと位置づけられ、次のような方向性を示している。

> イ　レクリエーション用地
>
> 和紙や酒蔵等の小川町の伝統的産業資源や、埼玉伝統工芸会館等の観光資源、槻川や仙元山等の自然資源が集積する区域は、多くの町民及び観光客が訪れ、賑わう観光・交流の拠点形成を図ります。

（『小川町第4次国土利用計画』11・12ページ）

また、地域別の町土利用の概要と基本方向では、次のように示されている。

> カ　その他
>
> （前略）仙元山をはじめとした山林や丘陵、槻川や兜川の河川等の自然環境、和紙のふるさととしての歴史的文化など観光資源として活用に努めます。
>
> さらに、**「下里・青山板碑製作遺跡」の保存・活用を推進します。**

（『小川町第 4 次国土利用計画』17 ページ）

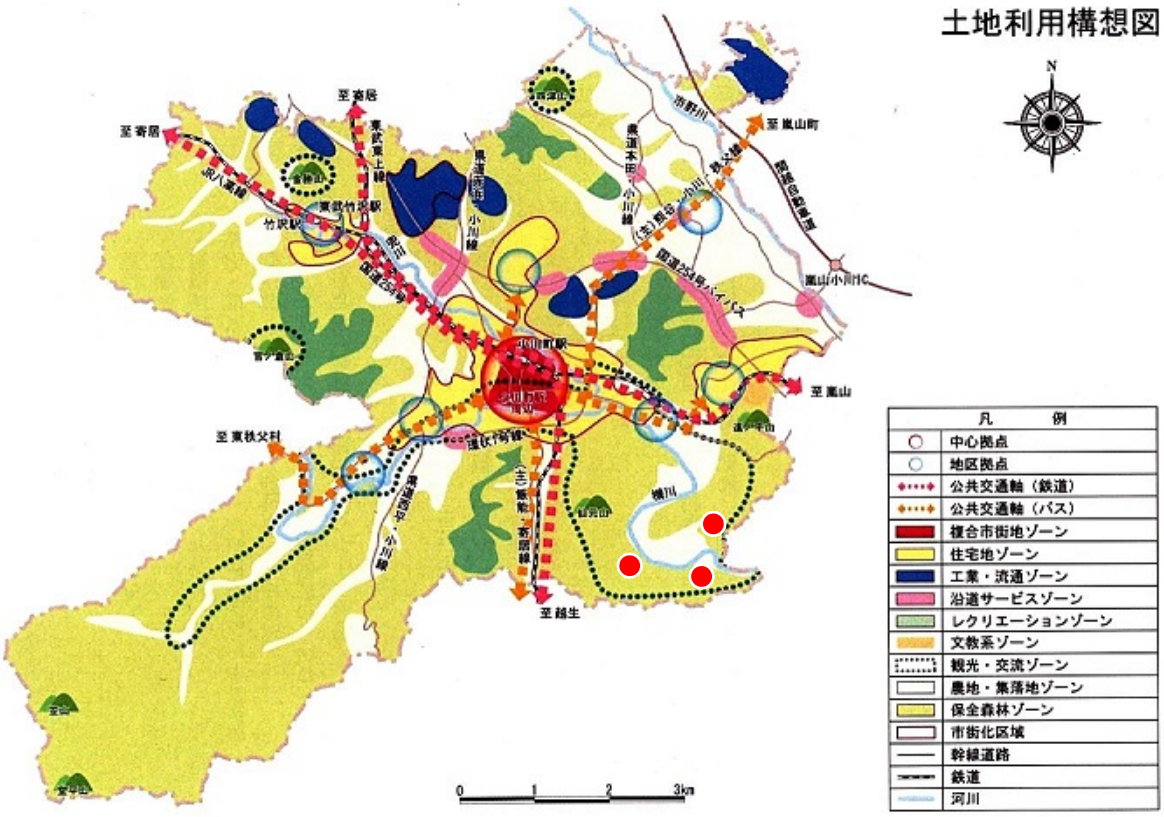


● 下里・青山板碑製作遺跡